

事 務 連 絡

平成 27 年 6 月 3 日

都道府県
各 指定都市 各担当部署 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

認定就労訓練事業を行う事業者に関する税制上の措置及び
随意契約の取り扱いについて（情報提供）

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。
認定就労訓練事業の推進に当たっては、先般、平成 27 年度税制改正に伴い、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 10 条第 3 項に規定する認定就労訓練事業を行う事業者に関する税制上の措置がなされましたので、情報提供いたします。

また、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）が改正され、自治体が随意契約によることができる場合として、認定就労訓練事業を行う施設からの物品の購入、役務の提供を行う場合が追加されたところです。つきましては、改正概要と留意事項についてまとめましたので、認定就労訓練事業者への支援の重要性にかんがみ、認定基準を策定いただくようお願いいたします。

これらをご参照いただき、引き続き認定就労訓練事業の推進に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

【送付内容】

- ・ 認定就労訓練事業を行う事業者に関する税制上の措置について（別添 1）
- ・ 地方自治法第 234 条第 2 項の規定に基づき普通地方公共団体が認定生活困窮者就労訓練事業を随意契約の対象とすることについて（別添 2）

（連絡先）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室 渡邊、菊池
電話 03-5253-1111（内線 2231）
夜間 03-3595-2615
F A X 03-3592-1459

認定就労訓練事業を行う事業者に関する税制上の措置について

税 目	平成 27 年度税制改正内容
固定資産税、 都市計画税	社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に直接供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。
不動産取得税	社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に直接供する不動産に係る不動産取得税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。
事業所税	認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。
登録免許税	認定生活困窮者就労訓練事業について、社会福祉法人が社会福祉事業の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の非課税措置（登録免許税法別表第三）を適用する。
消費税	消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲から、生活困窮者自立支援法に基づく認定生活困窮者就労訓練事業のうち生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除外する。

※ 固定資産税、都市計画税、不動産取得税に関する措置の対象となる「社会福祉法人等」の範囲は、他の社会福祉事業と同様、社会福祉法人、消費生活協同組合等である。

※ 認定就労訓練事業では、商品を製造・販売する場合等があることから、障害者就労継続支援事業の例も踏まえ、消費税を課税。

1 固定資産税、都市計画税

（概要）

社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に直接供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例）

第三百四十九条の三（略）

33 社会福祉法人その他政令で定める者が直接生活困窮者自立支援法第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業として行われるものに限る。）の用に供する固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

（都市計画税の課税客体等）

第七百二条（略）

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（第三百四十九条の三第十項から第十二項まで、第二十三項、第二十四項、第二十六項、第二十八項又は第三十項から第三十三項までの規定の適用を受ける土地

又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第三百四十三条(第三項、第八項及び第九項を除く。)において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。

○地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)

(法第三百四十九条の三第三十三項の政令で定める者)

第五十二条の十の十一 法第三百四十九条の三第三十三項に規定する政令で定める者は、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会とする。

2 不動産取得税

(概要)

社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に直接供する不動産に係る不動産取得税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。

○地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

(不動産取得税の課税標準の特例)

第七十三条の十四

14 社会福祉法人その他政令で定める者が直接生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五号)第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業として行われるものに限る。)の用に供する不動産の取得に対して課する不動産取得税の算定については、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

○地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)

(法第七十三条の十四第十四項の政令で定める者)

第三十九条の二の三 法第三百四十九条の三第三十三項に規定する政令で定める者は、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会とする。

3 事業所税

(概要)

認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。

○地方税法

(事業所税の非課税の範囲)

第七百一条の三十四 (略)

3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対しては、事業所税を課することができない。

十の七 第十号から第十号の四までに掲げる施設のほか、社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの

○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）

（法第七百一条の三十四第三項第十号の七の社会福祉事業の用に供する施設）

第五十六条の二十六の五 法第七百一条の三十四第十号の七に規定する政令で定める社会福祉事業の用に供する施設は、社会福祉法第二条第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業（中略）、同条第三項第一号及び第一号の二に掲げる事業（中略）とする。

○社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

第二条（略）

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一の二 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業

4 登録免許税

（概要）

生活困窮者自立支援法の認定生活困窮者就労訓練事業について、社会福祉法人が社会福祉事業の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の非課税措置（登録免許税法別表第三）を適用する

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）

（公共法人等が受ける登記等の非課税）

第四条（略）

2 別表第三の第一欄に掲げる者が自己のために受けるそれぞれ同表の第三欄に掲げる登記等（同表の第四欄に財務省令で定める書類の添付があるものに限る旨の規定がある登記等にあつては、当該書類を添付して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。

別表第三 非課税の登記等の表（第四条、第三十三条関係）

十 社会 福祉 法人	社会福祉法 （昭和二十 六年法律第 四十五号）	一 <u>社会福祉法第二条第一項（定義）に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記</u> 二（略）	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。
---------------------	----------------------------------	--	---

5 消費税

（概要）

消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲から、生活困窮者自立支援法に基づく認定生活困窮者就労訓練事業のうち生産活動としての作業に基づき行われる資産

の譲渡等を除外する。

○消費税法(昭和六十三年法律第百八号)
(非課税)

第六条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さない。

別表第一 (第六条関係)

七 次に掲げる資産の譲渡等(前号の規定に該当するものを除く。)

□ 社会福祉法第二条(定義)に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第一項(定義)に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等(社会福祉法第二条第二項第五号若しくは第七号に規定する障害者支援施設若しくは授産施設を経営する事業、同条第三項第一号の二に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(中略)において生産活動としての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを除く。)

地方自治法第 234 条第 2 項の規定に基づき普通地方公共団体が認定生活困窮者就労訓練事業を随意契約の対象とすることについて

1 改正概要

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 2 項において、普通地方公共団体は政令の定めるところにより随意契約を行うことができることとされており、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 14 第 1 項第 3 号において、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 10 条第 3 項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業について規定しているところである。

具体的には、

- ・ 認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設で、その施設に使用される者が主として法第 2 条第 1 項に規定する生活困窮者であるものにおいて製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約であること
- ・ 認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設で、その施設が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約であること

のいずれかであることに加え、当該施設において製作された物品を買い入れること又は当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けることが要件となっている。この認定に当たっては、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 2 の 3 及び地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号）第 52 条において、認定基準を定めて公表すること、認定基準の策定及び個別の認定行為については学識経験者の意見聴取手続を経ることが定められている。

2 留意事項

1 の認定基準の策定及び個別の認定行為に当たっては、「使用される者が主として生活困窮者である」との要件について、例えば当該施設又は事業で使用される者全体に占める生活困窮者の割合のみで機械的に判断することなく、本件改正の目的が認定生活困窮者就労訓練事業の推進にあることを十分に踏まえるよう留意されたい。

【参照条文】

① 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）

第十条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。

2 都道府県知事は、生活困窮者就労訓練事業が前項の基準に適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の認定に係る生活困窮者就労訓練事業（第十五条第二項において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）が第一項の基準に適合しないものとなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

（随意契約）

第 167 条の 2 略

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第 25 項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 13 項に規定する就労移行支援又は同条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 10 条第 3 項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第 2 条第 1 項に規定する生活困窮者（以下この号におい

て「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を
買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定め
るところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)において
製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、
障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、
小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68
号)第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に
規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定め
るところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団
体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡
婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子・父子福祉団
体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共
団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」と
いう。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶
者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であ
るものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の
規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施
設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資する
ことにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受け
たものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者
であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める
手続により受ける契約をするとき。

四～九 略

2～4 略

③ 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)

(随意契約)

第21条の14 略

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第25項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若し

くは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）において製作された物品を管理規程で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から管理規程で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から管理規程で定める手続により受ける契約をするとき。

四～九 略

2～4 略

④ 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）

第十二条の二の三 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第三号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当

該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験を有する者（以下この条及び第十二条の四において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、第一項の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

⑤ 地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号）

（障害者支援施設等に準ずる者の認定）

第五十二条 普通地方公共団体の長は、令第二十一条の十四第一項第三号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験を有する者（以下この条において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、第一項の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。